規格対応動向

TCO’03 / TCO’99

当社製品における環境への取り組みは、主にヨーロッパの環境規格への対応により推進されてきました。この原点となったのは、スウェーデンの規格であるTCO’95の認証取得でした。その後、アップデートされた規格としてTCO’99が、また、2002年11月には最新版のTCO’03がリリースされましたが、当社は、常に最新のTCO規格の認証取得を達成しています。現在は、2004年1月にリリースされたTCO’03の第2版の認証取得に至っています。TCO’03規格の策定時においては、当社は積極的にワーキング・グループに参画し、2003年1月に同規格の認証を世界で初めて取得しています(当社を含め同時に4社15機種が取得)。当社は、今後もTCO規格を当社製品における重要な規格と位置付け認証取得を継続していきます。

エコマーク

(財)日本環境協会が推進する環境に配慮した商品を認定するエコマーク事業において、2000年9月より、パーソナルコンピュータ(モニター単体を含む)を認定対象品目として制定されました。当社は、2001年4月にCRTモニター1機種、液晶モニター2機種について認証を取得しました。CRTモニターでは初、液晶モニターにおいても16～18型の大型クラスのものでは初の認証でした。以降、当社は、対象となる新製品について積極的に同認証の取得を推進しています。

PCグリーンラベル

(社)電子情報技術産業協会(JEITA)の自主運営のもと、2001年7月より、情報処理機器(主にコンピュータ)に対する環境ラベルの精度として、「PCグリーンラベル制度」がスタートしました。同制度のコンセプトは、次の三つから構成されています。

①環境配慮設計・製造　②使用後の引き取り・リサイクル等への配慮　③環境情報開示

同制度の審査は、企業審査と製品審査からなります。当社は、当社を含む20社と共に2001年9月の第1回の企業審査に合格し、認証を取得しました。当社では、対象となる製品について同制度の認証取得を積極的に推進しています。

エナジースターおよび国際エネルギースタープログラム

1993年からアメリカの環境保護局(EPA)が、環境活動の一環として、年々増加するコンピュータ関連機器の消費電力を抑制するために始めたプログラムがエナジースター・プログラムです。日本では、日米政府の合意に基づき、国際エネルギースタープログラムとして1995年より実施されています。当社は、同プログラムの開始当初から賛同し、モニターとしてはエナジースターの登録第1号となっており、以後ほとんど全ての製品を同プログラムに登録しています。
同プログラムは、今後より厳しい規格に改定される予定ですが、当社は規格策定のワーキング・グループに参画する等、対応、準備を進めています。

グリーン購入法

平成１２年５月に循環型社会形成のための政策の一つとして、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するために、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が制定されました。当社製品はグリーン購入法における特定調達物品に関する基準(下記)より厳しい国際規格を取得しているため、ほとんど全てのモニターでこの基準を満たしています。

[判断の基準]
1.次に示された基準を満たすこと
　①低電力モード消費電力≦ 15W
　②ディープスリープモード消費電力≦ 8W
2.動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること

※「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の状態をいう。
※「ディープスリープモード消費電力」とは、低電力モードに以降後に引き続き動作が行なわれなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。

EIZO Eco Products 2004/2002

当社は、TCO’03、PCグリーンラベル、グリーン購入法等の環境配慮規格や法令への対応を行なっていますが、第三者の規格取得のみならず、当社独自の環境ラベル「EIZO Eco Products 2002」(以下EEP2002と表記)を2002年10月に制定し、以降の新機種について順次運用しています。2003年10月、製品への環境配慮を標榜し、環境目的目標を掲げる当社として、新たに「EIZO Eco Products 2004」(以下EEP2004と表記)を制定し、新機種にも順次運用しています。

EEP2004では、EEP2002の要項に5項目を追加し内容を強化しています(詳細は当社ホームページをご覧ください)。

「EIZO Eco Products 2004/2002」認定要項

番号	要　項	2004	2002
①	電源オフ時の消費電力が1W以下であること ※「電源オフ時」:手動で電源スイッチを切った時	○	○
②	省電力モードの消費電力が2W以下であること ※「省電力モード」:PCやモニターの設定により自動的に移行する省電力状態	○	ー
③	再生プラスチックを採用していること(部分的な採用を含む)	○	ー
④	クロムフリー鋼板を採用していること(部分的な採用を含む)	○	○
⑤	取扱説明書に無塩素漂白された再生紙が使用されていること	○	○
⑥	鉛フリーはんだ(無鉛はんだ)を採用していること(部分的な採用を含む)	○	○
⑦	製品外部ケーブル(付属ケーブル)に鉛フリー電線を採用していること	○	ー
⑧	製品に付帯する印刷物に大豆油インキ(Soy Ink)を使用していること(部分的な採用を含む)	○	ー
⑨	梱包材の緩衝材に発泡スチロールを使用しないこと(国内向けのみ対象)	○	ー
⑩	環境適合性基準に基づき製品アセスメントを実施していること	○	○

対応実績

再生プラスチック

プラスチック材料をリサイクルすることは、環境の基本コンセプトである3R(リデュース、リユース、リサイクル)のうち、リデュース、リサイクルに効果をもたらします。当社では、製品の外装ケースを構成する一部のプラスチック部品において再生プラスチック材料を採用しています。現状は、スイッチボタンなどに使用されており、その使用量は1製品あたり25g未満とわずかですが、今後は使用量の拡大を推進していく方針です。

発泡スチロールを使用しない梱包

従来梱包用の緩衝材には発泡スチロールを使用することが一般的でしたが発泡スチロールはかさばるため開梱後は保管や運搬がしづらいものです。当社は段ボールなど紙ベースの緩衝材の使用を推進しています。当社の19型以下の液晶モニターにおいては、段ボールを組み立てたものを、またFORIS.TVのSC23XA1では古紙を成形して作るパルプモールドによるものを緩衝材として採用しました。

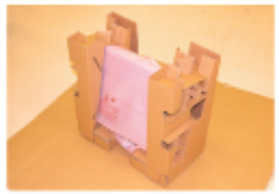
●紙製緩衝材

Soy Ink(大豆油インキ)

印刷物に使用されているインキには、一般に石油系溶剤が使われていますが、揮発性有機化合物(VOC)の発生、有限な石油資源の消費、印刷作業工程の環境悪化等の問題がありました。当社では、これを低減するために開発された、石油系溶剤の一部を植物性の大豆油に置き換えた「大豆油インキ」を取扱説明書等の印刷に採用しました。

環境適合性評価

当社では、製品の環境配慮の向上を目指し、国内外の法令・規格、業界動向を考慮の上、予め定めた独自の「環境適合性基準」に基づいて、各製品に関する環境適合性評価(製品に対する環境配慮の度合いを評価)を実施しています。その結果、要改善と判断された項目については、その対応措置を明確にするとともに、年度末には翌年の環境目的・目標の決定に反映しています。
また、環境目的・目標に掲げられた項目のうち、重要なテーマは「EIZO Eco Products 200X」(200Xは制定年度を意味します)に盛り込み、製品の環境配慮への対応をアピールしています。

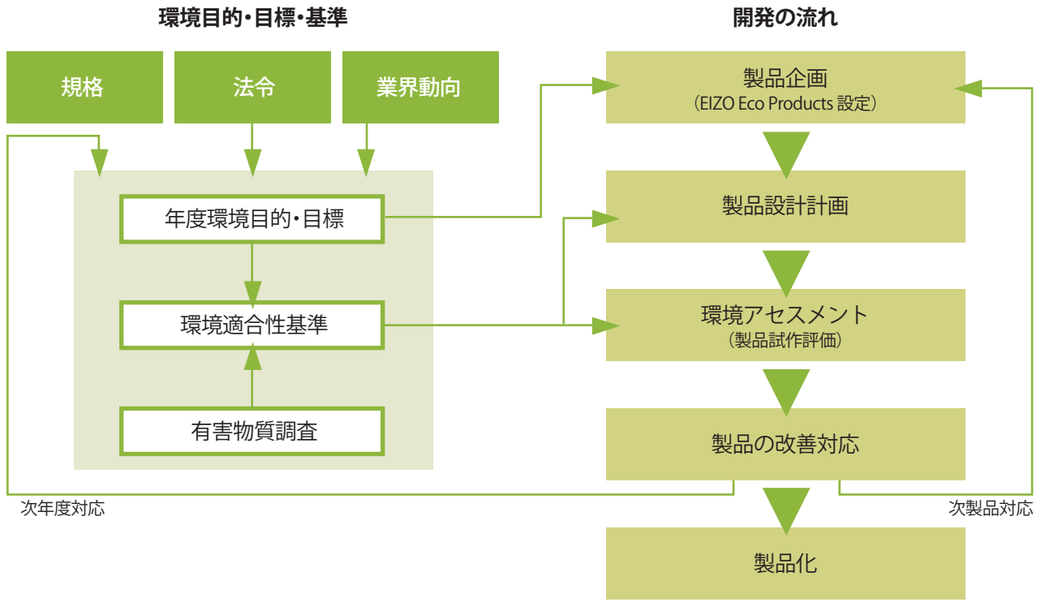

●FORIS.TV

●S190

化学物質管理に対する考え方

当社は、世界的な環境配慮志向の高まりの中、当社製品について、国内外の環境配慮規格取得およびグリーン調達を目的とした主体的な化学物質調査の改善に取り組んでいます。

欧州では将来の廃電気電子機器の増加を見越し、2003年2月13日にWEEE指令とRoHS指令を発効しました。RoHS指令に基づき、電気電子機器メーカーは2006年7月1日以降に欧州に上市する電気電子機器について、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDEの6物質を非含有としなければならず、当社のメイン・マーケットにおいて、化学物質に関する本格的な法規制が実質的に初めてスタートすると言えます。当社製品に使用されている部品、部材に含まれる化学物質の厳密な調査がますます重要となってくると言えます。

これらの流れに対し、当社の従来の化学物質の調査管理方法は、取引先部品メーカーに独自の紙資料によって化学物質の調査を依頼し、自前のデータベースによってデータ蓄積・管理するものであり、今後の法規格・規制の増加、種々複雑な規格閾値等を見越せば、的確な対応が至難となっていました。

これらの調査管理方法を改善すべく、当社は、新たに国内業界標準となりつつある29物質群300物質以上の化学物質を対象とする業界統一化学物質調査フォーム(JGPSSIグリーン調達ガイドラインのデータ・フォーム)をカバーした化学物質調査管理データベースの構築を行っています。

これを構築、導入することにより、取引先部品メーカーへの化学物質調査の依頼について、従来の紙資料による調査依頼をやめ、今後は、電子データ・フォームへの記入、電子データのやりとりによる依頼、データ蓄積・管理が可能となります。

また、有害な化学物質の使用の可否について、一部の管理部門が把握するのみではなく、製品、部品・部材を取り扱う当社の全関連部門での情報共有が今後ますます重要になってきます。この観点から、上記の化学物質調査管理データベースの構築は有意義であり、当社全体としての円滑なグリーン調達の実現を容易にします。

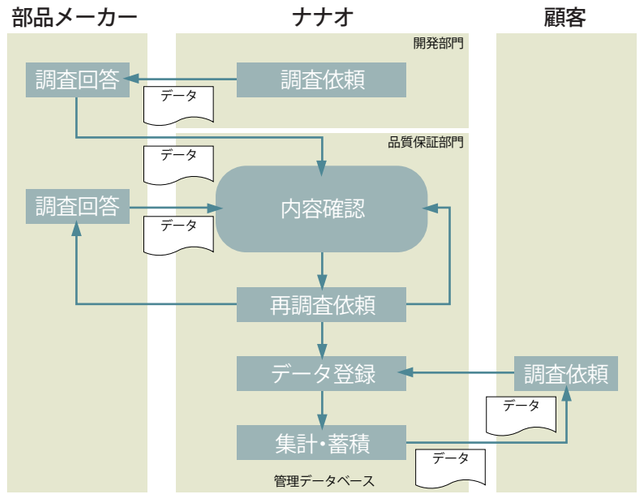

欧州RoHS指令への対応準備

当社ではRoHS指令施行日2006年7月1日を考慮し、先取りした対応を計画し以下のようにすすめています。

2004年1月☒	RoHS指令対応管理準備スタート
2004年4月☒	ナナオ・グリーン調達基準の全面改訂
2004年5月☒	ナナオ社内関連部門への講習会実施
2004年5月☒	取引先部品メーカーへの説明会実施
2004年7月☒	化学物質管理データベース構築
2004年8月☒	化学物質管理データベースとデータ・フォームによる調査管理スタート
2006年7月☒	RoHS指令発効(特定有害物質規制発効)